

日本高血圧学会・日本循環器病予防学会・日本動脈硬化学会
高血圧・循環器病予防療養指導士実施細則

第1章 総則

第1条

高血圧・循環器病予防療養指導士試験の実施に関することをこの細則に定める。

第2章 認定試験

第2条

高血圧・循環器病予防療養指導士の認定試験実施と会場は高血圧・循環器病予防療養指導士認定委員会で定める。

第3条

認定試験の申請締切日は試験実施月の3ヶ月前の15日とする。

第4条

高血圧・循環器病予防療養指導士認定試験の受験を希望する者は申請締切日までに次の各号に定める申請書類に申請料を添えて認定委員会に提出するものとする。

- 1) 高血圧・循環器病予防療養指導士認定試験受験申請書
- 2) 認定規則第10条1)にて定められた資格の免許証、証明書あるいは登録書
- 3) 所属する機関の在籍証明書
- 4) 指導事例に関する報告書

申請者は下記①～③より1つを選んで申請書類を作成し、提出するものとする。

- ① a) 指導例報告シート5症例提出
- ② a) 指導例報告シート2症例提出と b)～c)のうち1事例の報告書を提出
- ③ b)～c)のうち3事例の報告書を提出する
 - a) 申請日より過去10年間に実施した療養指導に基づく指導例報告
 - b) 申請日より過去3年間に企画、実施または講義を担当した高血圧や脂質異常などの循環器病予防に関する指導者研修会あるいは市民向け講座、教室などに関する報告
 - c) 申請日より過去3年間に出版した高血圧や脂質異常などの循環器病予防に関する専門誌およびテキスト、書籍執筆に関する報告
- 5) 3学会のフォーラム、総会、学術集会の参加証の写し（氏名所属部分も送付すること）
- 6) 講習履修証明書
- 7) 振込領収書(写し)
- 8) 郵便はがき(認定事務局からの返信用)

第3章 認定更新

第5条

高血圧・循環器病予防療養指導士の認定更新をしようとする者は次の書類を最終年（5年目）の1月10日から3月31日までに次の各号に定める申請書類に申請料を添えて認定委員会に提出するものとする。

- 1) 高血圧・循環器病予防療養指導士認定更新申請書
- 2) 保有資格の免許証、証明書あるいは登録書
- 3) 3学会のフォーラム、総会、学術集会の参加証の写し（氏名所属部分も送付すること）
- 4) 講習履修証明書
- 5) 指導事例に関する報告書10例
- 6) 振込領収書（写し）

第6条

更新申請者は更新申請の時点で、カリキュラムの単位数がA群・B群・C群の各群より10単位以上合計30単位以上に満たない場合は、不足単位に関する取得見込みの予定を記載したものを付して更新申請書を提出することができる。

また、認定日より過去5年間に、日本高血圧学会総会、日本高血圧学会臨床高血圧フォーラム、日本循環器病予防学会学術集会、日本動脈硬化学会総会・学術集会、動脈硬化教育フォーラムのいずれかに2回以上出席の要件を満たしていない場合は、日本高血圧学会臨床高血圧フォーラム、日本循環器病予防学会学術集会、日本動脈硬化学会総会・学術集会の参加予定を記載したものを付して更新申請書を提出することができる。

但し、いずれも最終年（5年目）の最終日（8月31日）までにその単位を取得したことを証明する資料を提出しなければならない。

第7条

認定更新時に取得単位は次の更新期間への繰り越しは認めないものとする。

第8条

更新申請者は高血圧・循環器病予防療養指導士の認定を受けてから更新までの5年間で取得した単位が、所定の単位数に満たない場合は、高血圧・循環器病予防療養指導士資格更新の保留をすることができる。

1) 更新の保留について

- ・高血圧・循環器病予防療養指導士の認定更新の保留をしようとする者は最終年（5年目）の1月10日から3月31日までに保留を申し出ること。
- ・保留期間内に所定単位を取得することで更新の申請をすることができる。
- ・保留期間は1年間とし、保留期間中は、高血圧・循環器病予防療養指導士を呼称することはできない。
- ・更新申請は保留期間内に行うものとする。

2) 更新の保留延長について

出産、育児、長期の病気療養や研究のための海外留学等、止むを得ない事情の場合は、証明書類を提出することで延長を申請することができる。
但し、この場合の保留期間の延長は最長3年までとする。

第4章 認定料、審査料、更新料など

第9条

審査料、認定料、更新料は下記に定める。

認定委員会事務局が受領した審査料、認定料、更新料、試験日講習受講料はいかなる理由においても返金しない。

審査料：15,000円(税込)

認定料：10,000円(税込)

更新料：10,000円(税込)

試験日講習受講料：5,000円(税込)

第5章 細則の改廃

第10条

この細則の実施に関して定められていない事項は高血圧・循環器病予防療養指導士認定委員会で定めるものとする。

第11条

この細則の変更は高血圧・循環器病予防療養指導士認定委員会承認後、3学会の理事会の承認によるものとする。

この細則は2018年12月23日 施行